

## 京都式チーム学校推進会議設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「学校の組織力向上プラン」（平成28年12月19日京都府教育委員会教育長決定・公表）に基づき、学校現場における教職員の働き方改革の実現を目指して、京都府教育委員会と京都府内の市町（組合）教育委員会との連携・協力の下、学校業務の更なる改善、教員の負担軽減対策等を総合的に推進するに当たり広く意見を求めるため設置する京都式チーム学校推進会議（以下「推進会議」という。）について必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 推進会議は、参与及び委員10名程度並びに京都府教育庁の関係職員で組織する。

2 前項の参与は、京都府教育委員会教育長が委嘱し、その任期は、平成30年3月31日までとする。

3 第1項の委員は、京都府教育委員会教育長が依頼し、依頼する期間は、平成30年3月31日までとする。

### (参与)

第3条 参与は、専門分野について必要な意見を述べるとともに、委員から出された意見を全体調整する。

### (委員)

第4条 委員は、それぞれの専門分野について必要な意見を述べるものとする。

### (関係者の出席)

第5条 推進会議には、意見及び説明を受けるため、必要に応じ関係者を出席させることができる。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成29年5月30日から施行する。